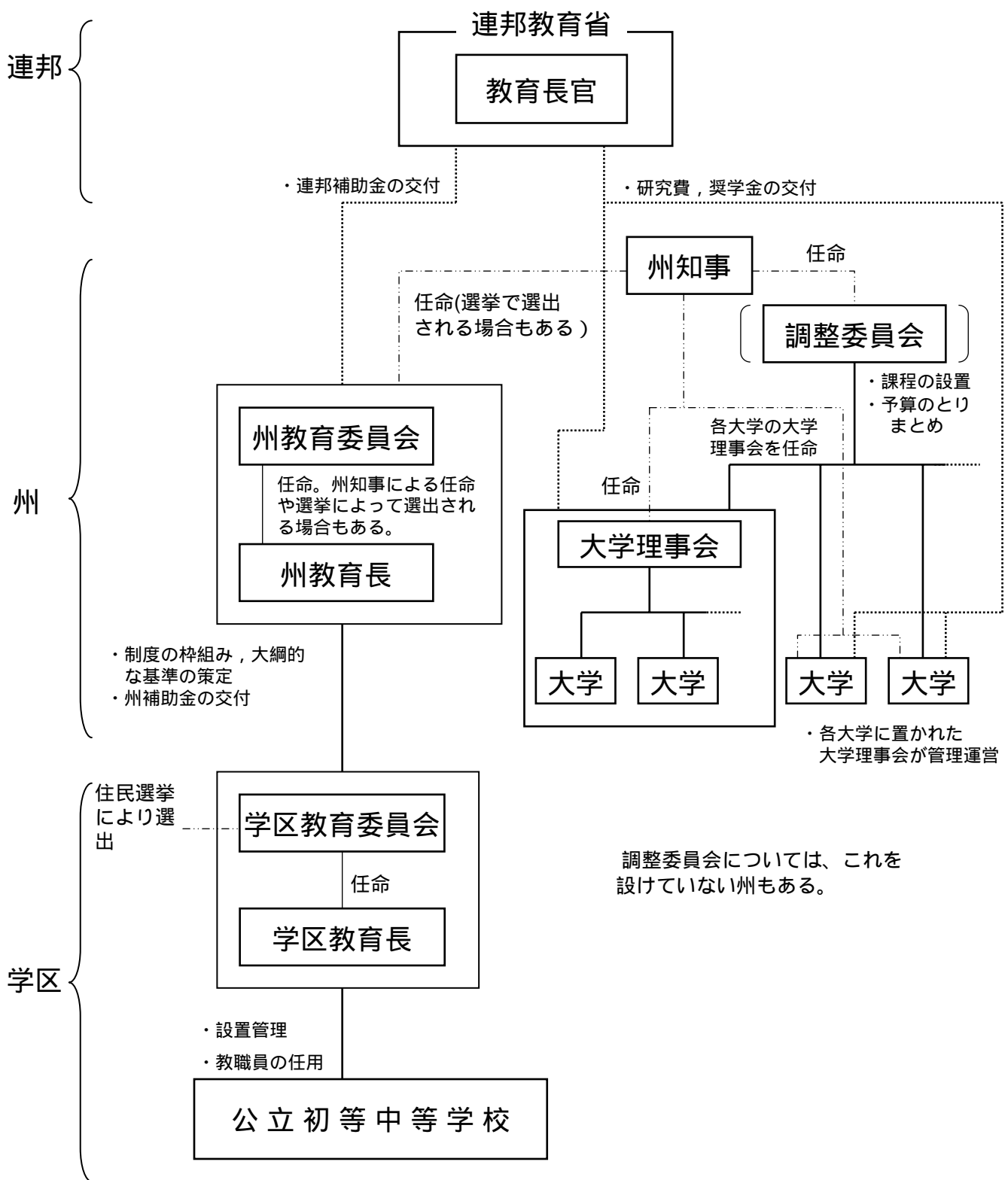


諸 外 国 の 教 育 行 政 制 度

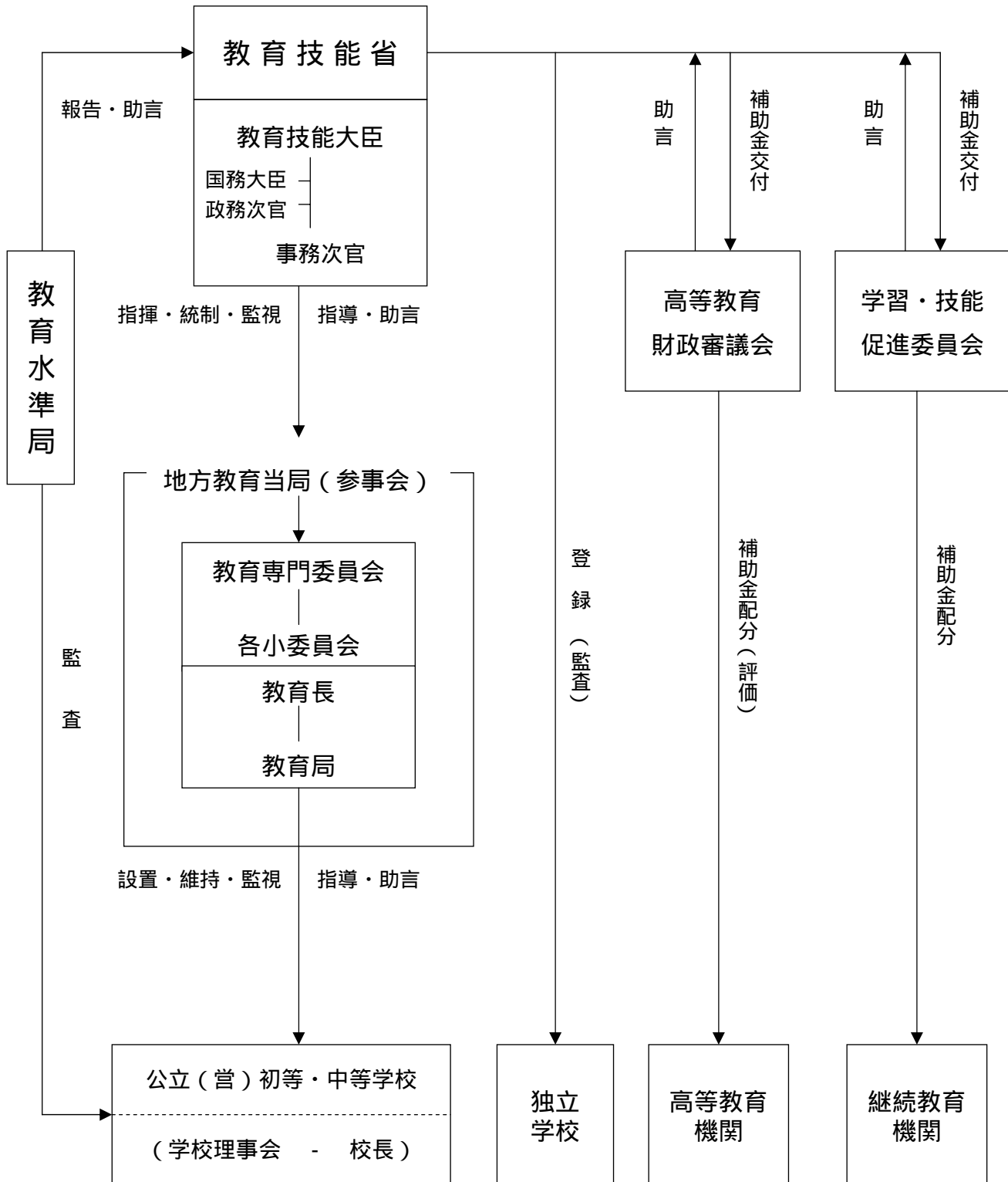
		日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓 国
教育 行政 機関	国	文部科学省	連邦教育省	教育技能省	国民教育・高等教育・研究省	連邦教育研究省 (主として高等教育を担当)	教育人的資源部
	地 方	都道府県教育委員会(私学、大学 については知事) 市町村教育委員会	州：州教育委員会 学区：学区教育委員会	参事会教育専門委員会(地方教育 担当局。以下「LEA」とする。)	地域圏：大学区総長 県：大学区視学官 市町村：国民教育視学官	州：文部省 県学校部 郡学校部 市町村	広域市・道：教育委員会、教育監 区・郡・市：教育長
国 と 地 方 の 役 割 関 係		<p>国は、全国的な政策、制度、基準等を定め、地方に対し、指導、助言、援助を行う。</p> <p>都道府県は、高等学校を設置・管理し、市町村に対し指導、助言、援助を行う。</p> <p>市町村は、小中学校を設置・管理、</p>	<p>連邦は教育研究・開発、情報の収集・分析・提供等を行う。</p> <p>州はそれぞれ独自に州内の教育を統括し、教育の基本的な枠組みや基準の設定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育年限、年間授業日数 ・等学校教育活動に関する大綱的な枠組みの決定 ・教員等の免許・資格認定 ・教育課程の基準の設定、学力評価事業の実施 ・ハイスクールの卒業要件の決定 <p>学区は初等中等学校の設置・日々の管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の実施 ・学校の設置及び校舎の建設 ・教員雇用及び教職員の学校への配置 ・児童生徒の就学すべき学校への振り分け 	<p>国はLEA及び学校に対し、統制・指揮権を有する。学校間格差の是正の観点から、教育水準局の監査などの結果に基づいて、国が直接学校に介入することもある。</p> <p>LEAは初等中等学校を設置・管理する。実質的には、学校理事会に権限の多く委譲しており、各学校に対するサポート役、セーフティーネットの役割。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の水準、効率性をモニターする役割と生徒の達成度を高めるために助言、援助を行う。 ・財務や人事に関する特別な業務を提供する。 ・施設の建設・維持管理、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応等を行う。 	<p>国は教育課程の基準の設定、学位・資格の交付条件の設定、教員の任用等、広範な領域にわたり権限を有する。</p> <p>地方は学校の建設・修理等の条件整備に限定。</p> <p>行政事務の大半を国の出先機関が担当している。</p> <p>地域圏議会議長は地域圏としての教育計画、職業教育推進地域計画の策定、リセの設置・施設整備・運営、職業教育等を行う。</p> <p>県議会議長はコレージュの設置・施設整備・運営等を行う。</p> <p>市町村長は小学校の設置・施設整備・運営等を行う。</p>	<p>連邦は初等中等教育に関する権限を有せず、各州間の調整は各州文部大臣会議によって行われる。</p> <p>州は初等中等教育に関する学校制度・教育課程の基準を設定し、県・郡・各学校を監督。</p> <p>州：文部省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学年齢の設定 ・義務教育年限の制定 ・教育目標の設定 ・教育課程の基準 ・視学を通じた学校監督 ・ギムナジウム修了資格の設定 ・教科書の認可 ・公立学校の教員の採用 等 <p>県学校部においては州から視学が配置されギムナジウム、実科学校、職業教育学校を監督する。</p> <p>郡学校部においては州から配置された視学が基礎学校、ハウプトシューレを監督する。</p>	<p>国は教育課程の基準の設定、校長や教員の任用等、広範な領域にわたり権限を有する。(その他の権限：就学年齢、義務教育年限、学校組織や施設に関する基準の設定)</p> <p>地方は公立学校の設置・廃止の決定などを行う。</p> <p>広域市・道の教育委員会は教育・科学・技術・体育その他学芸に関する事項を審議し議決する。教育委員会は教育監が行う執行業務に対して直接指示命令はできないが、行政事務監査及び調査、是正質問、請願処理の要求、教育・学芸に関する建議・勧告などを行う権限がある。</p>

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓 国
学 校 の 管 理 ・ 運 営	市町村教育委員会は、公立小中学校を管理。 都道府県教育委員会は、公立高等学校を管理。 学校の施設、組織編制、教育課程等の管理運営の基本事項について教育委員会規則を定めることを法律上規定。	学区教育委員会が初等中等学校を管理。	LEAは初等中等学校を管理する。実質的には保護者、校長、LEA代表などからなる学校理事会が大きな権限を有する。(予算の運用権、教員の実質的な任用権等) 学校理事会は学校のビジョン、方向性を形作り、校長などをサポートすること等により、学校がその責務を果たせるよう努める。教職員人事(解雇権を含む)をおこなうが、法律上の問題が発生した場合にはLEAが対応する。	市町村は小学校を設置し、県は中学校を設置し、地域圏が高等学校を設置する。 国は各地方に視学官を配置し各学校を直接管理。 学校運営に保護者・住民や生徒の意向を反映させる制度が設けられている。 (小学校の場合：学校評議会が設置されており、校則、授業時間等について校長の諮問を受け、決定。) 中・高校の管理評議会には保護者がメンバーとして入りその意思を学校運営に反映させている。	基礎学校、ハウプトシューレ、特殊学校は市町村が設置するが、教育内容等の監督は、郡学務部が行う。 ギムナジウム、実科学校、商業教育学校は郡が設置するが、教育内容等の監督は、県学校部が行う。州により異なるが、保護者や生徒の意向を反映させる「学校会議」等が州法上、設けられている。	学校政策決定の民主性、合理性、効率性を確保して学校教育目標達成に寄与するため、保護者、教員、地域住民が参画する学校運営委員会が設置されており、学校運営に関連する重要な意思決定を行う。
教 育 課 程	国が定める教育課程の基準に従い、都道府県・市町村教育委員会の指導、助言の下で、各学校において教育課程を編成する。	州が定める教育課程の基準に従い、各学区教育委員会が教育課程の基準を作成し、それをふまえて各学校が教育課程を編成する。	国が定める全国共通カリキュラムの枠組み下で、各学校が教育課程を編成する。	国が定める教育課程の基準に従い、大学区総長等の指揮・監督の下に、各学校が教育課程を編成する。	州が定める教育課程の基準に従い、県や郡の監督の下に、各学校が教育課程を編成する。	国が定める基本的な事項に従い、教育監が地域の実情に適合した基準と内容を定め、それに従って各学校が教育課程を編成する。
教 員 の 身 分	教員は都道府県が雇用。 小、中学校教員については、都道府県が任命権を、市町村が服務監督権を持つ。給与は、都道府県が負担するが、国が1/2を補助。 高等学校教員については、設置者が任命監督し、給与も負担する。	教員は学区が雇用。 学区教育委員会が任命権及び服務監督権を有する。 給与は主に州及び学区が負担。	教員は地方教育当局が雇用。 学校理事会は必要な教員数を定めるほか、その募集、選考、配置など実質的に教員を任免。 教員の懲戒は学校理事会が行う。 給与は国及び地方教育当局が負担。	教員は国が雇用。 給与は国が負担。	教員は州が雇用。 州が任命権、服務監督権を有する。 給与は州が負担。	教員は国が雇用。その任用は教育的資源部長官の委任を受けた教育監が行う。 給与は国が負担。

アメリカ合衆国の教育行政機構

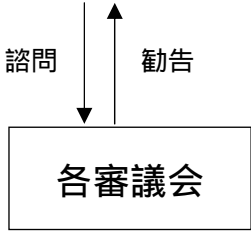
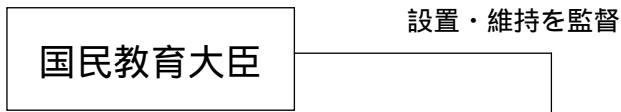


イギリス（イングランド）の教育行政機構



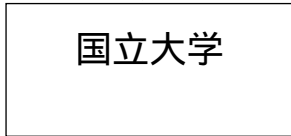
フランスの教育行政機構

国

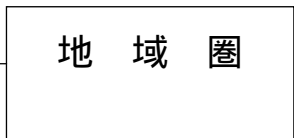
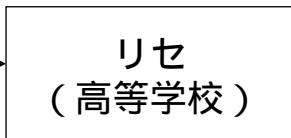
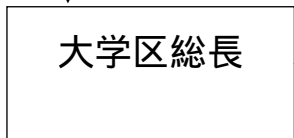


諮問
勸告

設置・維持を監督



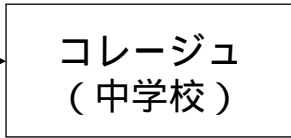
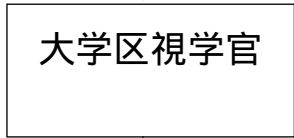
指揮
命令



監督

設置
維持

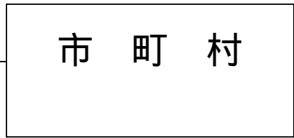
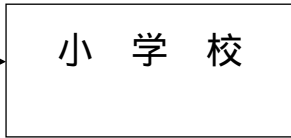
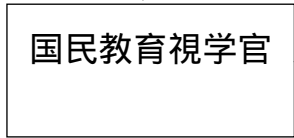
指揮
命令



監督

設置
維持

指揮
命令



監督

設置
維持

地方自治体

ドイツの教育行政機構

